

院内感染防止対策指針

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染防止対策は、医療関連感染の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息することを目的とする。

院内感染防止対策は、医療の安全対策上および患者サービスの質を保つためにも必要であり、全ての職員に対して組織的な対応と教育を行い、指針に則った医療が提供できるように本指針を作成する。

2. 院内感染防止対策のための委員会に関する事項

院内感染防止対策に関する院内全体の問題点を把握して改善策を講じるために、院内の組織横断的な院内感染防止対策委員会を（以下「委員会」）を設置する。

- (1) 委員会は毎月第4月曜日に開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。
- (2) 委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う。
- (3) 院内感染が発生した場合、委員会は速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案および実施ならびに全職員への周知を図る。
- (4) 院内感染に関する資料の作成・情報収集を行う。

3. 感染制御チーム（以下 ICT という）の基本的事項

感染対策に関する実働的組織として ICT を設置し、感染対策に関する一般的事項を執行する。

- (1) 第3金曜日、院内を巡回し、対策実施の適正化及び介入を行う。
- (2) 活動状況は、院内感染防止対策委員会に報告する。

4. 職員研修の基本方針

- (1) 感染症に関する基礎知識の習得や標準予防策の意義を理解し、確実に実施できるようになることを目的に実施する。
- (2) 全職員を対象に年2回程度開催するほか、必要に応じて随時開催する。

5. 感染症発生状況報告に関する基本方針

院内感染とは

病院における入院患者が原疾患とは別に、新たに罹患した感染症、又は医療従事者が院内において罹患した感染症を指す。原則として入院48時間以降、退院10日以内に発症したものをいう。

- (1) 耐性菌、市中感染症等の院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を、院内感染防止対策委員会を通じて、全職員に速やかに周知する。

6．院内感染発生時の基本方針

- (1) 院内感染が疑われる場合は、「院内感染発生時の連絡体制」に従い、速やかに連絡し対応する。

7．当該指針の閲覧に関する方針

- (1) 本指針は患者または家族が閲覧出来るものとする。
- (2) 感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を当院ホームページに掲載し、公開する。

8．その他院内感染対策推進に必要な基本方針

- (1) 院内感染防止のため、病院職員は別紙「院内感染防止対策マニュアル」(以下マニュアルという)を遵守する。
- (2) マニュアルは、必要に応じ随時見直しを行い改訂するとともに、病院職員に周知徹底する。

医療法人北斗会 大洲中央病院

2008.10.27 改訂